

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月16日(2020.4.16)

【公開番号】特開2020-28603(P2020-28603A)

【公開日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-008

【出願番号】特願2018-157246(P2018-157246)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

前記有利状態に制御されることを示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出実行手段と、

示唆演出に対応したタイトルを表示可能なタイトル表示手段と、を備え、

示唆演出の実行中にタイトルと異なる特定表示が表示され、

示唆演出は、

所定演出の後に実行され、

示唆演出の演出結果が複数の演出結果のうちのいずれであるかに応じて異なる割合により通常態様と当該通常態様よりも前記有利状態に制御される割合が高い態様とで特定表示を表示可能な示唆演出と、

特定表示を一の態様で表示する示唆演出と、

示唆演出の演出結果が複数の演出結果のうちのいずれであるかに応じて異なる割合により通常態様と当該通常態様よりも前記有利状態に制御される割合が高い態様とでタイトルを表示可能な示唆演出と、

タイトルを一の態様により表示可能な示唆演出と、を含み、

所定演出においてタイトルが表示されず、

前記示唆演出実行手段は、示唆演出の実行中に、共通演出を実行し、該共通演出の後に遊技者にとって有利な第1演出結果を示すときと、該共通演出の後に該第1演出結果とは異なる第2演出結果を示すときとがある

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(1) 上記目的を達成するため、本願発明に係る遊技機は、

遊技者にとって有利な有利状態(例えば大当たり遊技状態)に制御可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1)であって、

前記有利状態に制御されることを示唆する示唆演出（例えばスーパーリーチ演出）を実行可能な示唆演出実行手段（例えば演出制御用CPU120）と、

示唆演出に対応したタイトル（例えば図14に示すリーチタイトル）を表示可能なタイトル表示手段と（例えば演出制御用CPU120）と、を備え、

示唆演出の実行中にタイトルと異なる特定表示（例えばセリフ）が表示され、  
示唆演出は、

所定演出の後に実行され（例えばスーパーリーチはノーマルリーチを経由して実行されるようになっている。）、

示唆演出の演出結果が複数の演出結果のうちのいずれであるかに応じて異なる割合により通常態様（白色）と当該通常態様よりも前記有利状態に制御される割合が高い態様（赤色）とで特定表示を表示可能な示唆演出（例えば図16に示す決定割合によりリーチ演出におけるキャラクタのセリフを白色又は赤色で表示するスーパーリーチ）と、

特定表示を一の態様で表示する示唆演出と（例えばこの実施の形態では、スーパーリーチである場合に、タイトル予告及びセリフ予告を実行可能となっているが、特定のスーパーリーチ（例えば信頼度の低いスーパーリーチ以外）である場合に、タイトル予告及びセリフ予告のうち少なくとも一方を実行可能にしてもよい。また、タイトル予告及びセリフ予告については、図16に示す決定割合で決定されるものとして説明したが、決定割合は任意であり、例えばスーパーリーチの種類によって決定割合を異ならせててもよい。即ちタイトル予告のみを実行する種類のスーパーリーチ、又は図16（C）に示す決定割合のうち白から赤に変化するパターンの決定割合が0のスーパーリーチ）、

示唆演出の演出結果が複数の演出結果のうちのいずれであるかに応じて異なる割合により通常態様（黒色）と当該通常態様よりも前記有利状態に制御される割合が高い態様（例えば赤色又はフルーツ柄）とでタイトルを表示可能な示唆演出（例えば図16に示す決定割合によりリーチ演出におけるタイトル予告を実行するスーパーリーチ）と、

タイトルを一の態様により表示可能な示唆演出（例えばこの実施の形態では、スーパーリーチである場合に、タイトル予告及びセリフ予告を実行可能となっているが、特定のスーパーリーチ（例えば信頼度の低いスーパーリーチ以外）である場合に、タイトル予告及びセリフ予告のうち少なくとも一方を実行可能にしてもよい。また、タイトル予告及びセリフ予告については、図16に示す決定割合で決定されるものとして説明したが、決定割合は任意であり、例えばスーパーリーチの種類によって決定割合を異ならせててもよい。即ちセリフ予告のみを実行する種類のスーパーリーチ、又は図16（A）又は（B）に示す決定割合のうち黒から赤色又はフルーツ柄に変化するパターンの決定割合が0のスーパーリーチ）と、を含み、

所定演出においてタイトルが表示されず（例えば信頼度が最も低いノーマルリーチ以外では、リーチ成立後の所定タイミングにおいて、そのリーチのタイトルが報知されるようになっている。）、

前記示唆演出実行手段は、示唆演出の実行中に、共通演出（例えば図20-43（B）に示す演出）を実行し、該共通演出の後に遊技者にとって有利な第1演出結果（例えば図20-43（D-1）に示す演出）を示すときと、該共通演出の後に該第1演出結果とは異なる第2演出結果（例えば図20-43（D-2）に示す演出）を示すときとがあるようにしてもよい。

このような構成によれば、演出効果を高めることができる。